

第1529号

AFN-1529

# Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行  
葵総合経営センターだより週刊版

2024年 9/9 (月)

## 『プレイベントで万博に弾みを 海外投資家等との連携強化へ』

経済産業省は、「世界で勝てる」スタートアップを創出するため、海外の起業家・投資家などとのネットワーク等への支援を通じた海外展開の促進や、海外からの人材・資金の呼び込みを進めてきた。来年の大阪・関西万博において予定されているグローバルイベント「Global Startup EXPO 2025」のプレイベントとして、国内外の著名な投資家・起業家等を招聘した、「Startup Horizon 2024」を大阪で開催する(11月15日(金)14:00~20:00)。本イベントでは、国内外の著名な投資家から、「クリーンテック/クライメートテック」や「ライフサイエンス/バイオテック」などの社会課題解決に資する最新の知見の共有や、関西の代表的なスタートアップのピッチなどを通じて、起業家・スタートアップや新規事業創出担当者等との交流の機会を提供し、日本のエコシステムのグローバル化、スタートアップの海外展開支援および、大阪・関西のスタートアップ・エコシステムの活性化を目指す。

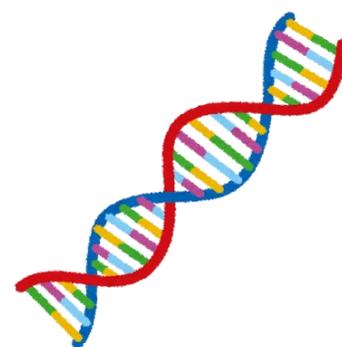


本イベントは同じ週に行われる「JAPAN INNOVATION WEEK」へも参画しており、日本のスタートアップ等が海外投資家と交流する機会を短期的に提供する取り組みを盛り上げる予定。

## 『ゲノム情報による差別等の対応 厚労省がQ&Aをとりまとめ』

履歴書や志望動機、本人の人柄やキャリアなどにより採用するかどうか判断することが一般的だが、採用活動に遺伝情報を利用しようとする動きが出始めている。「遺伝的に優れている」可能性を探り、よりよい人材を確保する狙いではあるが、野放しにしておくと不当な差別等につながりかねない。令和5年の通常国会において、ゲノム情報による不当な差別等への適切な対応の確保に関する条項が盛り込まれた「良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律」が成立したが、厚生労働省では労働分野におけるゲノム情報に関する基本的な考え方を示すQ&Aを公表した。

遺伝情報は「社会的差別の原因となるおそれのある事項」に含まれるため、採用にあたって収集してはならないこと、採用後に健康管理への情報として労働者のゲノム情報を収集することはできないこと、ゲノム情報を提出しないことを理由に、人事評価を低評価とするなどの不利益取扱い是不適切であること、提出したゲノム情報を理由とする解雇は一般的には解雇権の濫用に該当し無効となること、ゲノム情報に基づいて人事異動をさせたり昇給・昇格に影響を与えることも問題であるとしている。



出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー  
**葵総合経営センター**

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号  
(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)